

社会福祉施設等施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、社会福祉施設の整備を図るため、社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等（以下「社会福祉法人等」という。）が行う社会福祉施設等施設整備事業に要する経費について、当該社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において、社会福祉施設等施設整備事業費補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 社会福祉施設等施設整備事業費補助金の交付の対象となる経費及び補助率又は補助額は、別表に定めるものとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日までとし、その提出部数は2部とする。

第4 規則第3条第2項の規定により、補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請額算出内訳書
- (2) 事業計画書
- (3) 歳入歳出予算書抄本

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定による付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）又は補助事業に要する経費の部分を変更する場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、補助事業の内容の変更が、補助金の額に変更を来すことなく、かつ、施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更である場合にあっては、この限りでない。この場合、変更の理由が生じた後速やかに、様式第2号に準じた様式により知事に報告すること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第6 規則第10条の規定による報告は、次の時期ごとに様式第4号により行わなければならない。

- (1) 補助対象事業を着工したとき
- (2) 前号の事業着工から3か月ごとの進捗よく状況

(実績報告)

第7 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第5号によるものとし、その提出部数は2部とする。

第8 前条の規定による補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 精算額内訳書
- (2) 事業実績報告書
- (3) 歳入歳出決算（見込）書

第9 知事は補助金の額の確定後において補助金を交付するものとする。ただし、事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することがある。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う報告)

第10 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(処分の制限を受ける財産)

第11 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、その取得価格又は効用の増加の価格が30万円以上であるものとする。

(処分の制限を受ける期間)

第12 規則第21条ただし書の規定による処分の制限を受ける期間は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が定める「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める社会福祉施設整備費補助金に係る財産及び処分制限期間を準用する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和57年4月1日から施行し、昭和57年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和58年4月1日から施行し、昭和58年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和59年4月1日から施行し、昭和59年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、昭和60年7月5日から施行し、この要綱による改正後の社会福祉施設等施設設備整備事業費補助金交付要綱の規定は、昭和60年度予算に係る補助金から適用す

る。

附 則

この要綱は、昭和61年3月13日から施行し、この要綱による改正後の社会福祉施設等施設設備整備事業費補助金交付要綱の規定は、昭和60年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年6月26日から施行し、この要綱による改正後の社会福祉施設等施設設備整備事業費補助金交付要綱の規定は、昭和61年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年8月16日から施行し、この要綱による改正後の社会福祉施設等施設設備整備事業費補助金交付要綱の規定は、昭和63年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年6月6日から施行し、この要綱による改正後の社会福祉施設等施設設備整備事業費補助金交付要綱の規定は、平成4年度予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月3日から施行し、平成12年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行前に、この要綱による改正前の社会福祉施設等施設設備整備事業費補助金交付要綱に基づき補助を受けた事業に対する補助額の適用については、改正後の社会福祉施設等施設設備整備事業費補助金交付要綱第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成15年6月30日から施行し、平成15年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年6月16日から施行し、平成16年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行し、平成17年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の社会福祉施設等施設設備整備事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた事業に対する補助額の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年12月1日から施行し、平成17年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の社会福祉施設等施設設備整備事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた事業に対する補助額の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年2月28日から施行し、平成18年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行前の社会福祉施設等施設整備事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた社会福祉施設等施設整備事業に対する補助額の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行前の社会福祉施設等施設整備事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた社会福祉施設等施設整備事業に対する補助額の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行し、平成26年2月6日から平成26年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行前の社会福祉施設等施設整備事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた社会福祉施設等施設整備事業に対する補助額の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月1日から施行し、平成27年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行前の社会福祉施設等施設整備事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた社会福祉施設等施設整備事業に対する補助額の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年11月1日から施行し、平成27年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行前の社会福祉施設等施設整備事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた社会福祉施設等施設整備事業に対する補助額の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月2日から施行し、令和元年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行前の社会福祉施設等施設整備事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた社会福祉施設等施設整備事業に対する補助額の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年2月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行前の社会福祉施設等施設整備事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた社会福祉施設等施設整備事業に対する補助額の適用については、なお従前の例による。

別表

補助対象経費及び補助額

障害福祉課所管の社会福祉施設等の施設整備事業

補助区分	補助基準額	補助額
県が国の間接補助事業として補助する事業の場合	国庫補助基本額	国庫補助基本額以内の額
県が国の間接補助事業に準じて補助する事業の場合 (国の間接補助事業不採択の場合に限る。)		

注) 国庫補助とは：「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」(平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知)及び「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助(東日本大震災特別会計)について」(平成24年5月17日付け厚生労働省発社援第0517第12号厚生労働事務次官通知)に基づく補助をいう。

様式第 1 号

年度社会福祉施設等施設
整備事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
法人名
代表者名

年度において社会福祉施設等施設整備事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第 3 条の規定により、社会福祉施設等施設整備事業費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 施設の種別
- 3 申請額算出内訳書（別紙（1）のとおり）
- 4 事業計画書（別紙（2）のとおり）
- 5 歳入歳出予算書抄本

様式第2号

年度社会福祉施設等施設
整備事業計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
法人名
代表者名

年 月 日付け宮城県（障）指令第 号で社会福祉施設等施設整備事業費補助金の交付決定の通知のありました社会福祉施設等施設整備事業について、事業の内容を下記のとおり変更したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容

様式第3号

年度社会福祉施設等施設
整備事業中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
法人名
代表者名

年 月 日付け宮城県（障）指令第 号で社会福祉施設等施設整備事業費補助金の交付決定の通知のありました社会福祉施設等施設整備事業について、下記のとおり事業を したいので承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間

様式第5号

年度社会福祉施設等施設
整備事業実績報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住所
法人名
代表者名

年 月 日付け宮城県（障）指令第 号で社会福祉施設等施設整備事業費補助金の交付決定の通知のありました社会福祉施設等施設整備事業について、下記のとおり実施しましたので補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 施設の種別
- 2 精算額内訳書（別紙（1）のとおり）
- 3 事業実績報告（別紙（2）のとおり）
- 4 歳入歳出決算（見込）書抄本

様式第 6 号

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所
法人名
代表者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
年 月 日付け宮城県（障）指令第 号で交付決定を受けた 年度
社会福祉施設等施設整備事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に
ついて、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等交付規則（昭和 5 1 年宮城県規則第 3 6 号）第 1 3 条の規定による
確定額又は事業実績報告による精算額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額（返還相当額） 金 円
- 4 添付書類
（1）3 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等
（2）その他、知事が必要と認めるもの

別紙（２）

事業計画書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 設置主体及び経営主体
- (5) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 宿泊提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

- (ア) 敷地面積 m^2
- (イ) 敷地の所有関係（自己所有地，借地，買収（予定）地の別）
- (ウ) 施設整備の区分（創設，拡張等の別）
- (エ) 建物の面積 建築面積 m^2 ，延面積 m^2
- (オ) 建物の構造（ 造）

- (注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
 なお，拡張及び改造等の場合は，既存建物との関係を明示すること。
- 2 配置図及び各階平面図を添付すること。
 なお，拡張及び改造等の場合は，既存建物との関係を図面上で明示すること。

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

- (ア) 建物の面積 建築面積 m^2 ，延面積 m^2
- (イ) 建物の構造（ 造）
- (ウ) 建築年月日
- (エ) 補助金の区分（昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）
- (オ) 処分（取りこわし）年月日

(注) 既存施設の解体撤去工事が分かるものを添付すること。

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 m^2 ，延面積 m^2
- (イ) 建物の構造（ 造）

- (注) 1 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表を添付すること。
- 2 配置図及び各階平面図を添付すること。

(2) 整備費内訳

ア	主体工事費	円
イ	工事事務費	円
ウ	小計（本体工事費）	円
エ	介護用リフト等特殊 附帯工事費	円
	（介護用リフト工事費）	円
	（ ）	円
オ	授産施設近代化整備 工事費	円
カ	授産施設等整備工事費	円
キ	解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費	
	（解体撤去工事費）	円
	（仮施設整備工事費）	円
ク	その他の工事費	円
ケ	地域交流スペース	円
コ	合計	円

（注） 工事費費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア	国庫負担（補助）金	円
イ	県補助金	円
ウ	設置者負担金	円
	（内訳）一般財源	円
	地方債	円
	寄付金	円
エ	合計	円

(4) 施工計画

- ア 直営・請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ 竣工年月日
- オ 事業開始年月日
- カ 解体撤去工事関係
 - （ア）直営・請負の別
 - （イ）着工年月日
 - （ウ）完了年月日
- キ 仮施設工事関係
 - （ア）直営・請負・賃貸借の別
 - （イ）工事期間
 - （ウ）仮施設の使用期間

(5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(6) その他参考事項

歳入歳出予算（補正見込）書抄本

1 歳 入

	補正前予算額	補正後予算額	増 減	備 考
県 補 助 金				
その他の補助金				
一 般 財 源				
寄 付 金				
そ の 他				
計				

2 歳 出

	補正前予算額	補正後予算額	増 減	備 考
○ ○ 費				
○ ○ 費				
○ ○ 費				
○ ○ 費				
計				

この歳入歳出予算（補正見込）書抄本は、原本と相違ないことを証します。

年 月 日

法人名・代表者名

別紙（1）

施設整備精算額内訳（障害者関係施設）

（都道府県市名）

（設置者の名称）

（施設の種類）

施設種別	設置者の	対象経費の	寄付金その他	差引額	BとDの少ない	算定基準による算定額	都道府県	都道府県	国庫補助	国庫補助金	国庫補助金	国庫補助金	差引過
	総事業費	実支出	の収入額		の額×県補助率		（指定都市等）	補助金	基本額	所要額	交付決定額	受入済額	
	A	円 B (≦ A)	円 C	円 D (=A-C)	円 E	円 F	円 G	円 H	円 I	円 J (= I × 2/3)	円 K	円 L	円 M (=L-J)
1 施設整備費													
施設整備費計													

- (注)
- (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 - (2) 国庫補助金算定方法が交付要綱第2の6の(1)によらない整備区分については、各々の算出方法に基づき算出した基準額の合計に県補助率を乗じたもの（ただし、千円未満は切捨て。）をF欄に記入すること。
 - (3) G欄については、都道府県、指定都市及び中核市補助（3/4 + α）相当額を計上すること。 + αとは都道府県、指定都市及び中核市の単独補助を指す。
 - (4) A欄～D欄の施設種別毎の内訳の金額については、E欄、F欄若しくはG欄の内訳を国庫補助基本額とした場合には、記入は不要である。
 - (5) A欄～H欄の施設整備費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
 - (6) I欄には、E欄、F欄若しくはG欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。
 - (7) J欄は、I欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とすること。

別紙（２）

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 宿泊提供施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備費に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事費・仮設施設工事を除く。）

(ア) 敷地面積 m^2

(イ) 敷地の所有関係（自己所有地，借地，買収（予定）地の別）

(ウ) 施設整備の区分（創設，拡張等の別）

(エ) 建物の面積 建築面積 m^2 ，延面積 m^2

(オ) 建物の構造（ 造）

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

(ア) 建物の面積 建築面積 m^2 ，延面積 m^2

(イ) 建物の構造（ 造）

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分（昭和〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）

(オ) 処分（取りこわし）年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積 m^2 ，延面積 m^2

(イ) 建物の構造（ 造）

(2) 支出済事業費総額

ア 主体工事費 円

イ 工事事務費 円

ウ 小計（本体工事費） 円

エ 介護用リフト等特殊

	附帯工事費	円
	（介護用リフト工事費）	円
	（ ）	円
オ	授産施設近代化整備 工事費	円
カ	授産施設等整備工事費	円
キ	解体撤去工事費及び 仮設施設整備工事費	
	（解体撤去工事費）	円
	（仮設施設整備工事費）	円
ク	その他の工事費	円
ケ	地域交流スペース	円
コ	合計	円

（注） 工事費仕様書，支出済工事費費目別内訳書，工事事務費費目別内訳書を添付すること。

（３） 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
 - （ア）着工年月日
 - （イ）完了年月日
- カ 仮設施設工事関係
 - （ア）工事期間
 - （イ）仮設施設の使用期間

（４）平成２０年４月１７日社援発第０４１７００１号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添１「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第３の３の（１）に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

（５） その他参考事項

（添付書類）

- ① 請負いの場合は，工事請負契約書の写
直営の場合は，支払領収書の写
賃貸借の場合は，賃貸借契約書の写（仮設施設整備のみ）
- ② 工事完了を確認するに足る検査済証の写
（建築基準法第７条第５項又は第１８条第７項の規定による検査済証）
- ③ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）

- ④ 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図
（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略）
- ⑤ 建物内外部主要部分の写真
- ⑥ 工事契約金額報告書（別紙①）
- ⑦ 抵当権の設定を証明できる書類（登記簿の写し等）

歳入歳出決算（見込）書抄本

1 歳入

	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
県 補 助 金				
その他の補助金				
一 般 財 源				
寄 付 金				
そ の 他				
計				

2 歳出

	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
○ ○ 費				
○ ○ 費				
○ ○ 費				
○ ○ 費				
計				

この歳入歳出決算（見込）書抄本は、原本と相違ないことを証します。

年 月 日

法人名・代表者名

(別紙①)

番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住所
法人名
代表者名

施工業者 業者名
代表者名

工事契約金額報告書

発注者（委託者） と請負者（受託者） は
〇〇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当初〇〇工事請負契約	年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
設計管理委託契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円